

医科点数表第2章第10部手術の通則の5（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）及び6に掲げる手術に係る症例数（令和6年1月～令和6年12月）

・区分1に分類される手術

ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	1件	エ	肺悪性腫瘍手術等	0件
イ	黄斑下手術等	0件	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0件
ウ	鼓室形成手術等	0件			

・区分2に分類される手術

ア	靭帯断裂形成手術等	0件	オ	角膜移植術	0件
イ	水頭症手術等	1件	カ	肝切除術等	0件
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0件
エ	尿道形成手術等	0件			

・区分3に分類される手術

ア	上顎骨形成術等	0件	オ	内反足手術等	0件
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0件	カ	食道切除再建術等	0件
ウ	パセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0件	キ	同種死体腎移植術等	0件
エ	母指化手術等	0件			

・区分4に分類される手術

通知参照					0件
------	--	--	--	--	----

・その他の区分に分類される手術

人工関節置換術					1件
乳児外科施設基準対象手術					0件
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術					0件
冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術					0件
経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術					0件